

## 都立特別支援学校知的障害教育外部専門員設置要項

### (趣旨)

第1 この要項は、東京都教育委員会（以下「委員会」という。）が、都立知的障害特別支援学校における自立と社会参加に向けた指導内容の充実を図るとともに、教員の専門性を向上させるため、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士及び心理の専門家等を都立特別支援学校知的障害教育外部専門員（以下「外部専門員」という。）として配置し、その扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第2 外部専門員は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、委員会及び都立知的障害特別支援学校長（以下「校長」という。）が適任であると認めた者とする。

- (1) 自立と社会参加に向けた指導に必要な資格や知識など、高い専門性を有する者
- (2) 知的障害特別支援学校の教育に関心があり、その教育に携わるのにふさわしい人格を有する者

### (欠格条項)

第3 次の各号のいずれかに該当する者は、外部専門員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 東京都において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### (配当時間)

第4 委員会は、校長の申請に基づき当該年度予算の範囲内において、各学校への配当時間を決定する。

### (外部専門員の委嘱)

第5 委嘱は、校長が外部専門員に対して行う。ただし、校長は外部専門員の所属する団体・法人等に委嘱することができる。

- 2 委嘱期間は、校長が定めた指導計画の下に、原則として、外部専門員の業務計画年度の最初の日から最後の日までとする。また、年度を越える委嘱はできないものとする。

### (実施日時の割り振り)

第6 校長は、外部専門員の各月の実施日時を定める。

- 2 校長は、外部専門員の業務遂行上特に必要と認める場合は、実施日時を変更することができる。
- 3 外部専門員の業務に要する時間数は、1日当たり7時間45分、週当たり19時間を超えないものとする。ただし、団体・法人等から派遣される外部専門員については、週当たりの業務に要する時間の上限は適用しない。

### (委嘱内容)

第7 外部専門員は、次の各号に掲げる指導・助言等を行う。

- (1) 専門分野の知識や技能等に基づく教員に対する指導及び助言に関すること

- (2) 学校に在籍する児童・生徒の指導計画の作成や評価等に係る教員からの相談に関する事
- (3) その他学校に在籍する児童・生徒の自立と社会参加に向けた取組に関する事

(服務)

- 第8 外部専門員は、その業務を実施するに当たって、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- 2 外部専門員は、その業務を実施するに当たって、法令及びこの要項に従わなければならない。
  - 3 外部専門員は、その業務を実施するに当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委嘱期間終了後も守秘する義務を負うものとする。

(委嘱の解除)

- 第9 外部専門員が次の各号に該当する場合、その意に反して、校長は委嘱を解除することができる。
- (1) 第7に掲げる業務を怠ったとき、又は業務遂行能力が十分でない場合
  - (2) 第8に掲げる規定に著しく違反したとき
  - (3) 心身の故障のために職務に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - (4) 災害等やむを得ない場合
  - (5) 刑事事件に関し起訴された場合
  - (6) その他外部専門員の責めに期すべき事由により、校長が指導等の遂行が困難と認めた場合
- 2 外部専門員から委嘱解除の申し出があり、校長がこれを適当と認めた場合は、校長は委嘱を解除することができる。
  - 3 団体・法人等への委嘱の場合で、外部専門員の一部について第1項及び第2項の規定に基づき委嘱を解除することができる。

(報償費の支払)

- 第10 委員会は外部専門員に対し、謝礼金として報償費を支払う。ただし、外部専門員の所属する医療機関等に一括して支払うことができる。
- 2 報償費の支給単価は、別紙のとおりとする。ただし、委嘱予定者（又は委嘱予定団体・法人等）が別途支給単価を提示した場合には、校長は、都立学校教育特別支援教育課に協議の上、当該年度予算の範囲内で支給単価を変更・決定することができる。
  - 3 報償費は、月の初日から末日までの間において、指導等を行った単位時間に基づき、翌月15日までに一括して支払う。15日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。）に当たるときは、15日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が2あるときは、15日より前の日）に支払う。また、外部専門員に支払う場合は、所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）の定めるところにより源泉徴収を行う。

(委任)

- 第11 この要項の施行について必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。